

日出町学校給食センター調理配送等業務委託について、公募型プロポーザルを実施するので公告する。

令和6年4月10日

日出町長 本田 博文



1 事業概要

- (1) 事業名称 日出町学校給食センター調理配送等業務委託事業
- (2) 事業内容 要求水準書のとおり
- (3) 履行期間 令和6年8月1日から令和9年7月31日まで

2 応募資格

本事業のプロポーザルに応募する事業者（以下「応募者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たすこととする。

(1) 応募者の資格要件

- ア 法人格を有し、本委託業務を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財政能力を有していること。
- イ 平成31年4月以降で、参加資格確認基準日までに、学校給食センター等の大量調理施設（同一メニューを1回に2,000食以上提供する施設）での調理、配送及びアレルギー対応食業務を3年以上完了した実績を有していること。

(2) 応募者の応募の制限

次に該当する者は、応募することはできないこととします。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び同条第2項各号に該当する者
- イ 国、公社、公団及び日出町を含む地方公共団体において、指名停止措置を受けている者
- ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産の申立てをしている者、会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき更正手続開始の申立てをしている者又は民事再生法（平成11年法第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者
- エ 国税、都道府県税及び市町村税を滞納している者
- オ 過去3年間に食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定による営業の禁停止の処分を受けた者
- カ 経営者等（法人にあっては役員、支配人又は営業所の代表者、個人にあってはその者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関

する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。）である者

3 手続き等

(1) 日出町学校給食センター調理配送等業務委託公募型プロポーザル実施要項（以下「実施要項」という。）等の配布

実施要項、要求水準書及び応募様式集等は、本町ホームページにおいて公表するので、適宜ダウンロードすること。

(2) 提案書等の提出方法、スケジュール等の詳細については、実施要項を参照すること。

4 事務局

日出町学校給食センター

〒879-1502 大分県速見郡日出町大字藤原 2310 番地

電話 0977-72-7785 FAX 0977-72-7891

Eメール kyushoku@town.hiji.lg.jp

5 その他

(1) 応募者は、参加意思表明書の提出をもって、この実施要項等の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 提出された書類については変更できないものとし、また理由のいかんにかかわらず返却しない。

(3) その他詳細は、実施要項等によるものとする。